

# 上毛電鉄友の会 令和3年度通常総会

日時 令和3年5月15日（土）書面公表

## 議 事

- ・（議案1）令和2年度活動報告及び決算について
- ・（議案2）令和3年度活動計画及び予算について
- ・（議案3）役員（案）について

令和3年度通常総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の趣旨に基づき、令和2年度同様、書面公表により開催といたします。

当該資料については、5月14日までに上毛電鉄友の会役員全員の承認を得ております。

(議案1)

1. 令和2年度 活動報告について

活動日(期間)	活動内容等
R2. 4	春イベント2020サポート【中止】
R2. 4. 30	「新型コロナウイルスによる公共交通崩壊を防ぐための群馬緊急提言」をアピール 交通からまちづくりを考える会 前橋、のりのり学会、2015年からの生活交通をつくる会、わたらせ渓谷鐵道市民協議会 計5団体による共同
R2. 5. 13	臨時役員会：通常総会の書面開催の決定・手続等 会員証更新、発送作業(密防止チラシ封入) スタンプラリー抽選、スタンプラリー景品発送準備
R2. 5. 30	主催企画 サイクリング【延期】
R2. 5. 30	令和2年度通常総会【書面開催】
R2. 6. 20	上電駅クリーンボランティア 片貝駅自転車整理(13名参加) 群馬県立前橋高等学校鐵道研究部同窓会と協働
R2. 7. 11	友の会バスハイキング下見 太子駅跡・草軽電鉄
R2. 8. 2	上毛電鉄友の会企画「デハ101 貸切 ビール電車」 8/2【延期】→8/30【中止】
R2. 9. 26	主催企画 サイクリング【荒天延期】
R2. 10	秋イベント2020サポート【中止】
R2. 11. 21	ポストコロナ社会の公共交通シンポジウム (地域活動ショートレポート、パネルディスカッションに代表、副代表が登壇) 主催：交通まちづくりを考える会 前橋 共催：のりのり学会、2015年からの生活交通をつくる会、上毛電鉄友の会、わたらせ渓谷鐵道市民協議会 後援：前橋工科大学、永井運輸株式会社
R2. 11. 28	友の会バスハイキング【延期】 太子駅跡・草軽電鉄
R1. 12. 16	前橋シネマハウス支配人と上映会打ち合わせ
R3. 1. 3	新春イベント【中止】
R3. 2. 24	「友の会基金(規約4条)」を上電に贈呈 (代表から社長へ)
R3. 2. 27	上電駅クリーンボランティア・前橋市在住者等 片貝駅自転車撤去作業(14名参加) 群馬県立前橋高等学校鐵道研究部同窓会と協働

R3. 2. 27	第 15 号 上電友の会だより（空っ風通信）発刊 会員更新のお願い文書、マスク発送作業
R3. 3. 14	電車を止めるな！上映会 於：前橋シネマハウス （42 名参加） 共催：のりのり学会 特別ゲスト：銚子電鉄株柏木常務
R3. 3. 25	上電 100 周年史の準備会開催 電車を止めるな残金の寄付
R3. 4. 28	令和 3 年度会員証発送作業

【随時】情報発信

- ・ 上電友の会公式ホームページ  
<http://www.jomorailway.com/supporters/>
- ・ 上電友の会フェイスブック  
<https://www.facebook.com/jyodentomonokai>

※その他

前橋市市民活動支援センター利用登録団体番号 341

令和2年度 上毛電鉄友の会 収支決算書

自 令和2年4月 1日  
至 令和3年3月31日

1 収入

(単位:円)

項目	決算額	摘要
前年度繰越金	18,697	
会費収入	171,000	R2年度102名 171口 (31年度114名)(30年度124名)(29年度123名) (28年度125名)(27年度128名)(26年度136名) (25年度156名)(24年度163名)(23年度161名) (22年度146名)
諸収入	12,000	副代表講演謝礼、電車を止めるな上映会残金
雑収入	500,000	規約4条基金から繰り入れ
合計	701,697	

2 支出

項目	決算額	摘要
会議費	0	
事業費	4,880	H31スタンプラリー景品作成等
	10,000	規約第4条基金造成(R2決算1万) 以下、令和2年度支出済み(H31決算5万)(H30決算5万)(H29決算5万) (H28決算5万)(H27決算5万)(H26決算5万)(H25決算5万)(H24決算5万) (H23決算5万)(H22決算5万)
	51,500	会員更新通知同封グッズ(上電マスク)
	4,500	バスハイキング・サイクリング準備
	1,120	片貝駅自転車整理お茶代(6月分)
事務用品	824	会員証用ラミネーター
年会費	2,000	桐生市民推進ネットワーク
通信運搬費	15,918	会費振込等手数料(郵貯)
	14,754	会員証、会報、会員継続依頼等郵送
	4,810	H31スタンプラリー景品送付代
寄付金	500,000	デハ101基金を上電へ贈呈
	7,000	上映会の残金を上電へ贈呈
保険代	0	ハイキング保険代
積立	40,000	記念誌製本積立(R2決算4万)(31年決算1万)(30年決算2.5万) (29年決算2.5万)(28年決算5万)(27年決算5万)(26年決算10万) (25年決算10万)
予備費	0	
合計	657,306	

収入決算額 701,697  
支出決算額 657,306  
差引残額 44,391  
差引残額 44,391円は次年度に繰り越し

## 監査報告書

令和2年度事業ならびに収支決算書について、関係諸帳簿ならびに証拠書類を監査の結果、いずれも適正に処理されており、決算書のとおり相違ないことを認めます。

上毛電鉄友の会

代表 様

令和3年 5月11日

監事



監事



(議案2)

## 令和3年度 活動計画について

※ イベント等の実施はコロナ感染症の状況により、中止や急な変更が見込まれます。  
最新の情報は友の会フェイスブック、公式ホームページ等でご確認ください。

	活 動 項 目	活 動 内 容
継続企画	上毛電鉄友の会 10周年記念・継続企画 (2010.5.27 設立)	・新春イベント上電友の会トークショー 友の会 10周年を振り返る ・更新グッズの送付 (10周年記念ロゴ入り) ・上電 100周年史編纂・発行サポート
1	会員証発送作業及び打ち合わせ	4月28日 第1次発送
2	友の会サイクリング	令和3年5月15日 (土) → <u>延期して次年度以降に実施</u> 大室古墳群等をめぐるサイクリング
3	上電駅クリーンボランティア	令和3年6月予定 大胡駅自転車整理
4	風鈴電車飾り付けのサポート	令和3年7月下旬 場所：大胡電車庫電車内 内容：風鈴電車飾り付けのお手伝い
5	デハ101企画運行ビール電車	令和3年7月-8月 土 or 日曜
6	第16号 会誌発行	令和3年夏号発刊
7	秋の感謝イベント	令和3年10~11月 場所：大胡電車庫イベント会場にて 時間：9:30~15:00 内容：友の会基金贈呈式 (目録贈呈) 友の会トークショー、会員募集、前橋高校 鉄道研究部、プラレール企画、その他イ ベント進行サポートほか
8	上電駅クリーンボランティア	令和3年11月予定 大胡駅自転車撤去

	活 動 項 目	活 動 内 容
9	上電動くギャラリー 友の会賞	審査、表彰式への参加 表彰式：令和3年11月
10	友の会秋のハイキング	次年度以降に再計画 バスハイキング 「草軽電鉄廃線跡と太子をめぐる」
11	クリスマストレイン飾り付けサポート	令和3年11月下旬
12	大胡駅イルミネーション設置	令和3年11月下旬
13	新春イベント 友の会新春トークショー	令和4年1月3日（日） 上毛電鉄「新春イベント」 場所：大胡電車庫イベント会場にて 時間：9:30～15:00 内容：スーパーベルズライブ、プラレール企画ほか <b>【10周年継続企画】</b> 上電友の会トークショー 友の会活動10年を振り返る。
14	第17号会誌発行	令和4年3月 発刊目途 (送付は3月中旬期限)
15	令和3年度会員向けグッズ等作成、送付	会員更新のお知らせ・令和4年度分の納付書、会誌を同封 3月中旬 ・更新グッズの作成(10周年記念ロゴ入り)
随 時 活 動	会員募集	チラシを配布(随時)
	沿線歩け大会のサポート	毎月開催している上電沿線歩け大会のサポート(自主参加)
	北原ゆうき関連企画	
	活動情報の発信(機能分化)	フェイスブック・・・新着情報 ホームページ・・・活動アーカイブ

	活 動 項 目	活 動 内 容
中 長 期 企 画	上毛電鉄100年史の資料収集及び編纂、発行準備	100周年史作成に向けた基礎資料（年表など90周年史の調査成果）を盛り込む。
年 次 事 業	総 会	毎年4月下旬～6月初旬



議案2

令和3年度 上毛電鉄友の会 収支予算書

自 令和 3年4月 1日  
至 令和 4年3月31日

1 収入 (単位:円)

項目	予算額	摘 要
会費収入	170,000	前年実績ベース
繰出金	360,000	規約第4条基金／記念紙製本積立
繰越金	44,391	前年から
合計	574,391	

2 支出

項目	予算額	摘 要
会議費	1,000	お茶代等
事業費	10,000	ハイキング (講師謝礼、参加費補填、保険)
	120,000	各種企画実施、更新グッズ作成、イベント出演謝礼、プラレール増備ほか
	360,000	規約第4条基金・記念紙製本支出準備
年間会費	2,000	他団体負担金
繰入費	10,000	基金造成
事務費	45,000	通信運搬費 (振込手数料、友の会便り郵送等)
	12,000	消耗品費 (更紙、印刷代、楯代等)
予備費	16,391	
合計	574,391	

(議案 3)

役員案について

(役員)

第7条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表5名以内
- (3) 運営委員15名以内
- (4) 監事2名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

1	代表		
1	副代表		
2	副代表兼事務局長		
3	副代表		
4	副代表		
1	運営委員 (企画担当)		
2	運営委員 (企画担当)		
3	運営委員 (企画担当)		
4	運営委員 (広報担当)		
5	運営委員 (広報担当)		
6	運営委員 (事務局次長)		
7	運営委員 (事務局次長)		
8	運営委員 (事務局次長)		
9	運営委員 (事務局次長・会計)		
10	運営委員 (参与)		
11	運営委員 (参与)		
1	監事		県上電担当
2	監事		上電総務部課長

## 上毛電鉄友の会規約

(目的)

第1条 この団体は、上毛電気鉄道(株)(以下「上電」という。)の運行継続に必要な諸事業に対し支援を行うことにより、上電の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この団体は、上毛電鉄友の会(以下「会」という。)と称する。また、通称名は上電友の会とする。英語標記をJODEN supporters clubとする。

(事務所)

第3条 会の事務所は、上毛電鉄本社内に置く。

(活動)

第4条 会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 上電の運行維持、活性化に必要と認める活動及び支援
- (2) 上電に対する各種ボランティアの募集及び支援
- (3) 上電が保有する車両の全般検査のための基金造成
- (4) その他運行継続、活性化に必要と認める活動及び支援

(会員)

第5条 会員となることができる者は、上電の安全な運行維持、活性化を支援することに賛同する者とする。

- ①個人会員
- ②法人格のない任意団体会員
- ③法人会員

(会費)

第6条 会員となる者は、代表に加入申込書を提出するとともに年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員1口1,000円とし、1口以上
- (2) 法人格のない任意団体会員1口1,000円とし、3口以上
- (3) 法人会員1口1,000円とし、5口以上

3 年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 年会費を会の定める期間までに納入しない者は、会員の資格を喪失するものとする。ただし、再入会を妨げるものではない。

5 既納の会費は返却しない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡等したとき、または会員である法人が消滅したとき
- (3) 年会費を滞納したとき

(退会、除名)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会長は、会則に違反し、またはこの会の名誉を傷つける等、この会の目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(役員)

第9条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表5名以内
- (3) 運営委員15名以内
- (4) 監事2名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(役員職務)

第10条 代表は、会を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、代表があらかじめ指定した副代表が会を総理する。

3 運営委員は、会の業務を執行する。

4 監事は、会の業務及び会計を監査する。

(顧問及び特別会員)

第11条 会に顧問及び特別会員をおくことができる。

2 顧問及び特別会員の選任は、役員会においてするものとする。

(会議)

第12条 会の適正な運営を図るため役員会を置く。

2 役員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成し、会の業務の執行に必要な事項を協議・決定する。

3 役員会は、代表が招集し会議の長となる。

4 役員会は、役員2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状等による出席も可とする。

- 5 役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、代表の決定するところとする。
- 6 役員会は、必要に応じ役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。
- 7 総会は一年一回以上開催する。総会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、代表の決定するところとする。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 会の経費は、沿線市連絡協議会補助金、寄附金、預金利子及びその他収入をもって充てる。

(基金)

第15条 第1条の目的を達し、第4条の活動を遂行するため、会に上電運行継続活性化基金（以下「基金」という。）を造成することができる。

- 2 基金は、第6条の会費、預金利子及びその他の収入を積み立てることにより造成するものとする。
- 3 基金は、第1条及び第4条の事業に要する経費とする場合に限り処分することができる。ただし、役員会において特に必要と認めた時は、友の会の経費に充てることのできるものとする。

(監査)

第16条 監事は、毎会計年度終了後、期日を定めて監査を行わなければならない。

- 2 監事は、監査をした場合は、その結果を役員会に報告するとともに、会員に周知しなければならない。

(会員の個人情報の保護)

第17条 会の運営にあたり、特定の個人を識別できる情報すべてを個人情報と定義し、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等に基づき適正な管理を行うことに努めるものとする。

2 保有する会員の個人情報を以下の目的で利用し、この目的範囲以外での利用はしないこととする。

- (1) 会の事業目的を達成するための情報提供
- (2) 会の運営上必要な事務連絡
- (3) その他役員会で特に必要と認める事項

(委任)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この規約は平成22年5月27日から施行する。